

1 「佐渡鉄道」

『佐渡政党史稿』は佐渡郡二宮村の政客 齋藤長三が晩年に書いた佐渡近代政治史についての著述である。長三が政党史の刊行を企てた経緯は、この本の本文と各参考資料で長三自身が触れているが、この著述内容の参考となったのは、昭和十年に発行された永木千代治著『新潟縣政党史』であろう。永木は昭和五年頃から県警察の政治警察部門に所属していたため、職務上収集した資料を元に縣政党史を著している。

私の書架に『新潟縣政党史』と並んで、『埼玉縣政と政党史』と云う昭和六年初版の本があるが、装幀 内容共大変に共通している。他県での同種の本の存在については知らないが、当時類似の書籍刊行が各地で行われたのかもしれない。

佐渡政党史稿は後述するように謄写版稿本として新潟図書館閉架等に収蔵されているが、これまで出版されておらず、いわば幻の稿本であり、この本はこの佐渡政党史稿を複製し刊行したものである。

ここで『佐渡政党史稿』と、併載した幾つかの参考文書・資料等について解説すると共に、私が 佐渡政党史稿の複製を試みた経緯と私自身の佐渡近代政治史に於ける関心の在処についても述べることにする。

私には、居住する埼玉県南部を昭和初期に短期間営業した私設軽便鉄道「武州鉄道」の調査にいそしんだ時期があった。この幻の零細鉄道の敷設に係わった明治の重立達の生涯を調べるにつけ、日本近代が「重立が重立である証として主体的に環境整備に従事する事が当たり前とされた」、いわば行政に対する国民の対処の仕方が現代とは全く異なる時代、であったことに新鮮な感慨を持った。

私の地元軽便鉄道への執着は、東京都立文書館で「佐渡鉄道」申請却下の書類を見たことから薄れ、「武州鉄道」は簡単な冊子を発刊して切り上げ、関心は「佐渡鉄道」に移っていった。

「佐渡鉄道」研究の拠として、まず『佐渡郡役所文書』と『佐渡政党史稿』に着目した。

新潟県立文書館収蔵の『佐渡郡役所文書』は大正十二年に郡制が廃止された時点で廃棄を免れた 全国でもその残存が珍しい文書群であり、佐渡鉄道請願運動の母体となった「佐渡戦後経営会」の活動記録なども含まれている。

口絵に政党史稿複製の端緒となった佐渡鉄道申請却下書類、そして栃尾鉄道が作成したと思しき佐渡鉄道線路平面図（相川文書館収蔵）を掲載した。

2 「戦後経営会運動」から国有軽便鉄道 請願へ

明治三十年代の始めに全国で投機的な私設鉄道の敷設申請ブームが起こり、佐渡の地でもふたつの「佐渡鉄道」が東京人によって競願され、共倒れの形で鉄道会議却下となっている。

当時の佐渡新聞にはこの他国人による佐渡鉄道申請への地元の冷淡な対応が記事になっていた

るが、この「佐渡鉄道敷設申請」をきっかけに両津から吉井、金沢、河原田、沢根を通り相川に抜ける軽便鉄道計画への関心が島の重立の口端に上り始めた。以下、当時の新潟新聞、佐渡新聞の佐渡鉄道記事（すべて相川文書館 収蔵の新聞資料）によって佐渡鉄道の経緯を辿ってみる。

明治二十九年十二月二十四日、新潟新聞、佐渡鉄道

今泉腺平、小山儀右衛門等諸氏の発起に係わる佐渡鉄道延長四十五哩は去る十四日東京京橋区新肴町の開化亭に於いて発起人総会を開き創立規約の締結其他事務進行に要する諸般の事項議了し創立委員十名を選挙せしに左に諸氏当選せり、小山儀右衛門、常務半澤平三郎、今泉腺平、常務永田義原、緩鹿寶彰、島村喜代二、吉田安五郎、常務日方猪三郎、常務藤山安次、多田登吉、尚、同鉄道は地方より続々追加加盟の申込あるを以て不日追加発起願書を提出する趣なりと十九日の東京日々に見ゆ

明治三十年六月八日、新潟新聞、佐渡鉄道

佐渡郡夷相川両町間に敷設する同鉄道は其筋に於いても属望せられ居るは勿論、目下同等関係の有力者とも交渉中の由なるが、今後発起人諸氏の協議上設計を変更し軌道は凡幅員三尺六寸重量四十封度（従前は六十封度なり）のものを採用し橋梁を木橋とし資本金を五十万円に減額する趣にて、今度創立事務所を東京市芝区愛宕下町四丁目七番地に設置し其出張所を佐渡郡吉井村に仮設し中央と地方が相まって着々事業を進行せしむる由なるも、佐渡に関係ある者はすべて此事業を大成せしめざる可らずと日曜新聞に記せり イヤに提燈を待てど 佐渡人は舌を出して居るならん

明治三十一年五月二十八日、佐渡新聞、佐渡鉄道線路の踏査

佐渡鉄道株式会社なるもの東京に起りて佐渡郡夷港より吉井河原田を経て相川に達する十六哩間に六十万円の予算を以て鉄道を布設せんと企ては既に一昨年之の出来事にして其の後何等の聞く所なかりしに、昨年春頃に至り同社は吉井村長北見賢治氏方に出張所の標札を掛け、且つ当時の新潟二三新聞にも其の事の記載あるを見たるが兎に角手続きだけは進行せしものと見え、去る十六日通信省鉄道局技師工藤謙同省属松井甫宗の両氏渡来し、当町及び夷間出願線路の实地踏査を試みたり、社員は両氏を高田屋に訪ひ其の意見を以てしたるに佐渡は一孤島に過ぎざる故一見鉄道の布設などは思いも寄らぬ如く思うものもあれど實際調査の結果に徴するに普通の鉄道こそ収支の点に於いて少しく覺つかなき点もあれど軽便鉄道ならんには充分に維持するを得て多少の利益を見んこと格別困難を感ぜざるに似たり、且つ政府も本線の如きは単に商工業の側のみ見ずして軍備上の点よりしても可成は許可すべき方針なるが如し云々と語られ、会社にも調査の結果最初の計画を変更して夷を起点として吉井村より新穂へ出て新町へ迂回して河原田を経て相川町に達する事と為さんとの目論見もある由なるが 吾人が佐渡鉄道会社なるものが信ずべき確實なる組織なるや否やを審かにせずと佐渡に於ける鉄道問題は最早や等閑に附すべからざるが如し、且つ果たして該会社が指を此線路に染めて全然他國人の手中に帰する時は佐渡に取りては良に少なからぬ影響を蒙るべく又線路変更の如きは関係町村の死活問題なるにも係わらず佐渡人の鉄道問題を見る事口一種の山師仕事として極めて冷淡なるは慨すべき限り

「佐渡鉄道」は、大正三年頃になると軽便鉄道補助法の改正によって申請が容易となった事も手伝って島民の関心事となり、主体的な鉄道敷設が検討された。この構想はやがて郡長から郡会に対する諮問と云う形で、郡営か郡補助による株式会社の創立かを協議する程の具体的な計画となっていく。この過程で島の意志統一を計るためか佐渡新聞による関連報道が度々行われている。

また、関連して軽便鉄道補助法改正を解説する記事も散見される。しかし、郡営の構想は、危険事業として県の認可が得られず、それでも島内での株式会社設立に向けた株式募集などの努力が行われたが、やがて資金難により沙汰済みとなった。

大正三年一月十八日、佐渡新聞、二見村近信

軽便鉄道と停車場、二見村の有志者は数回会合の上 軽便鉄道敷設の場合は大字二見村に停車場設置せられんことを其筋に運動することとなり、各有志者よりそれぞれ有志金を募集せし由

大正三年二月十九日、佐渡新聞、軽鉄敷設協議会

本郡の重要問題たる軽便鉄道敷設に就いて昨日午後四時半より河原田江戸屋に於いて私設会社創立発起人推薦及び株式募集其他二三重要案件に就いて協議会を開催せるが参加者の主なものは高橋元吉、斉藤長三、嵐城嘉平、斉藤七治、金子彌代吉、原田斎藏、本間金五郎の諸氏及び八幡、河原田、澤根、二宮、二見、金澤、吉井、新徳、畑野、真野の各町村長其他有志者等二十余名にして郡役所よりは深井郡長 上月 川上の両郡書記列席せり。深井郡長は協議事項に就いて詳細の説明をなし、水力発電を利用するか単に蒸気を利用するか [中略] 就いては各自意見の交換をなし結局電気鉄道となす事に決定し、私設会社創立発起人決定の件は関係町村の中小村は一名を選出、大町村は七名を越えざる程度に於て定める各町村に於いて選出する事にし発起人の持ち株は十株以上とする [中略] 株式は一株五十円とし一万五千株を募集する事に決定、収支計算書は追って印刷の上各役場に送付する事を申し合わせ午後六時散会せり

大正三年五月十二日、佐渡新聞、電鉄敷設補助如何

臨時郡会招集に就いて、本郡の重要問題たる電気鉄道敷設に就いて近々本郡臨時郡会を招集さるゝやの説ありしを以て昨日深井郡長を訪問し其期日等を問いしに、郡長曰く臨時郡会を招集するとせば、本郡電気鉄道株式会社に対する補助問題について諮問をなすに過ぎざるがこの会社が設立して居らざる今日 補助案を提出することは無論有るべからざる [中略] 今後この会社に補助を興えるに就いては補助の歩合と年限の問題なり [中略] 政府が五歩の補助をすれば郡は二歩の補助を与えて合計七歩の補助となれば設立に依って多大な利益となるを以て株主側も郡外より資本を輸入するのに好都合であるから株式会社奨励法を設けて電気鉄道敷設を促成するか、または自然の成行きに任せて郡は之に何等の関係をなさざるか。兎に角今後群営の方針を立て測量費の支出をなしたる関係もあり一応郡会に調査の結果を報告すると同時に前期補助に関する諮問案を提出するを適当な処置なりと思考するを以て何れ目下出県中の境郡吏員の復命を待つて臨時郡会の招集を決定する意向である云々

大正三年六月七日、佐渡新聞、本郡軽鉄諮問案

今回招集せる臨時郡会に深井郡長より提出せる本郡軽便鉄道に関する諮問案左の如し

諮問案 相川、夷間の軽便鉄道は左記条件を以て郡費より補助し株式会社として之を経営せしめんとす

- 一、毎年営業年度に於ける鉄道益金が建設費に対し一年七分の割合に達せざるとき、郡は営業開始日より其不足額を補給する、但し其金額は一ヶ年一万五千円を超過しない
- 一、前項の補助は政府の補助を受ける年限間継続する、但し五年間は政府補助の有無に係わらず補助する
- 一、益金の算出方法は政府の補助規定に準ずる
- 一、小木、羽茂、新町間の陸上乗客運輸の設備をなさしむること
- 一、計画線路中開通せざる地方には自動車をも以て乗客運輸の連絡をなさしむること

大正三年六月九日、佐渡新聞、臨時郡会（一日目）

本郡臨時郡会は昨日午後四時二十分郡役所で開会す、[中略] 深井郡長は輕便鐵道の諮問案に就いて説明して曰く
佐渡輕便鐵道を計画せしは決して耳新しき事にあらずして既に去る明治二十九年東京に於いて佐渡輕便鐵道株式會社を創立して相川夷間に鐵道を布設せん為め六十五萬円の投資計画をなしたるに始まり、其後様々なる事情の為め該會社の成立を見ざりしが明治四十四年に至り本郡人の手に依りて輕鐵敷設の議起こり、之が調査に着手中越後長岡人が鐵道院に対し佐渡に鐵道敷設の請願書を提出したるを以て郡に於いては郡營として鐵道敷設の計画あれば前記私設會社の請願に対しては許可せざる様要求し置きたり、然るに今日まで之れが實現を見ざる為め鐵道院より數回該問題に關し回答を催促され、更に過日最後の通牒に接した為め郡として如何なる方法に出ずべきかを解決するの必要生じたるを以て今回臨時郡会を招集せる次第なり、該計画に兩津町より新穂及び新町を経て河原田町に至る線路（此費用十五萬圓）吉井より分岐して金澤澤根を経て相川町に至る線路（此費用六十萬圓）合計七十五萬圓の予算にて小木新町間は收支償はざる以て第二期計画に属せしめたり、收支支出の關係に就いては年七分一厘弱の利益ある計画にして營利事業として成立するを認めたるを以て当初の計画は郡營にて計画することとし、四十四年度の郡会に於いて之れが調査のため三百圓の支出を決議せるも県当局は郡營を許さざるため其後鐵道院に交渉して調査を委託し辻技師が來郡して調査の結果充分見込確立せしものなるが森 安藤□□は郡營に反対せるのみならず郡の□□も郡營を非とする状態なりしを以て私設會社に変更の計画を立て縷々有志者の協議を重ね電氣鐵道を布設することに決したり、然るに自分が過般上京電氣鐵道は建設費及び營業費に於いて蒸氣鐵道より三四割多額の經費を要し、最初設計□□一日の乗客四百十人を標準とする時は蒸氣鐵道が計營に容易にして停車回数相川澤根間の急傾斜の道路にも蒸氣鐵道を以て更に不便なしとの事に意見一致し 再び蒸氣鐵道に変更し結局三呎六吋四十ポンドの普通鐵道の計画を立つるに至れり（未完）

大正三年六月十日、佐渡新聞、臨時郡会（続く）

次に相川夷間の輕便鐵道は株式會社として之を經營せしめんとす、會社總資本金の二分を營業開始の日より五ヶ年間は政府補助の有無に係らず之を補給するものとす、二分の補助は經濟上の變動に依り株券の下落を防止せんが為めにして會社經營上七分の補助保証は必要なれば政府私設會社補助案五ヶ年間五分の補給に加ふる郡は二分を補給して七分の補給とせば外資輸入を必要とせる事業に郡補給有無は大い影響するものにて之れある時は外資輸入は極めて容易にして従つて株主の利益を保証し本計画を保護するものなりとす、營業開始と同時に毎營業年度に於ける鐵道益金が建設費七十五萬圓に対し其收入一年七分の割合に達せざる時、郡は其營業開始日より其不足額を補給すべし、但し其金額は一ヶ年一萬五千圓を超過せざるものとす、尚相川夷間の敷設經費六十萬圓に就いても株式と社債を起こす場合も七分の保証せらるゝを以て郡は二分の補給をすることゝなりしものなり、斯くて此支出の方法は郡の財政に緊縮を行う時は大正三年度の町村分賦額を超過せざる範圍に於いて容易なりとす則ち

- (一) 佐渡商船に対する六千二百五十圓の造船補助は來年度より必要なし
- (二) 來年度より國中方面の道路費五千圓を減額し得る
- (三) 造林費に於いて來年度より六百圓を減じ其の他を加えて千圓を減額すべし
- (四) 桑苗費補助六百圓を減額す

右の減額合計一萬二千八百五十圓の他、その他經費をも緊縮せば優に一萬五千圓を捻出することを得べし、左すれば郡民の分賦額上何等の苦痛を感じざるものなり、轉じて郡費の負擔は國中方面多く沿岸道路の方面は少し故に國仲方面は鐵道とし沿岸は道路開削せば郡費の負擔は調和すべし、從來沿岸道路開削を主張するものは輕鐵問題に反対せし

が一般の利益は二者相抵触せざることを承知されたし

要するに鉄道院に対して六月中旬迄に回答すべき時期切迫せしを以て此際郡営となすや將に補助をして私設会社の申請をなすかに就き郡会の態度を決定する要あり、聞くが如くんば經濟界の快復を待つて計画せんと云うものあれども〔中略〕此の有利事業は永久佐渡人の手より離るべき悲運に際するやも計らざるを以て諸君は慎重審議せられんことを望む、右説明了るや本間一松、下山堯安、鈴木謙次郎氏等と郡長との間に二三の質問応答ありて閉会せしは午後五時三十分なりき

大正三年六月十一日、佐渡新聞、臨時郡会（二日目）、輕鉄諮問案可決

昨日午後三時開会深井郡長は上月、本間、中川の各参事委員を従えて着席し、〔中略〕

輕便鉄道諮問案、鈴木謙次郎氏は輕鉄敷設問題には全然賛成を表すべしと前提して其理由を述べて曰く、輕便鉄道計画に対し郡は四十五年度に於いて三百三十円の調査費を支出し大正二年度に於いて測量調査費千二百圓を支出しながら郡会には報告並に諮問等もなく、昨年中郡長は有志会を開き株式会社として經營することとし発起人迄指名する如き殆ど郡会の存在を認めざるの感あり形式に於いて欠くる所あり注意を望む。

併しながら郡長の精神に於いては何等すべからず故に大体に於いて郡長の諮問には同意なるも左記の如く一部修正して決定し答申案は議長に一任いたし、修正の理由は理事者の意見、本年度の額以内に於いて向ふ十ヶ年間一万五千円以内を継続補助するの意見なるも此の如くなる時は〔中略〕各町村の分賦額が二千円以上二千五百圓以上に達するものは真野、吉井、二宮その他八九ヶ町村あり三千五百圓以上の負担町村は金澤、畑野村にして約四千五百圓の負担をなすものは新穂村の如きあり為めに永年之が為め各町村の開発事業を壊滅せしめ他の發展事業を犠牲に供するの危惧を抱くを以て現下の状況よりして是の拾ヶ年補助を五ヶ年限定し会社の營業状態並に郡の經濟状況等を斟酌し補給期間を伸縮するを適当なりと信ずる、齊藤長三氏は鈴木氏の修正説に対する賛成説を敷衍して曰く形式云々如何にしても郡会を輕視する者には郡長としては甚だ穩當を欠くと注意し異議なく可決し閉会せしは午後四時なりき

大正初期に起きた第一次世界大戦によってヨーロッパは荒廢したが、米国と日本は戦時受注のために産業が發展した。この大戦を日本国内は天佑と喜び、休戦となる大正八年半ばまでは好景気が続き、休戦後も財界は緊縮を忘れ 放漫な気分 に溢れていた。

この時期、内務省は世界列強が次の世界大戦を予想して国力増進政策を図っていることを憂い、各地の郡役所を通じて国民に第一次大戦以降の「戦後経営」意識の浸透を図るが、全国的にはこの官製の意識高揚運動は大した成果も挙げず、大正デモクラシーの華やかな気分 に押し流されていった。

それでも新潟縣では郡役所の主導で各郡に「戦後経営会」と呼ぶ有志団体が作られ、創立大会が開かれたりと、内務省の意向に地方の官民が協力する形で活動が行われている。

佐渡でも大正八年七月十五日には佐渡郡役所が中心となって 島の「戦後経営会」創立のための大会が河原田の小学校で開かれている。この佐渡に於ける戦後経営会のスローガンは他郡と同様の郡民に自重自肅を求める項目の他、交通機関の整備を掲げ、具体策として道路港湾の修築促進、越佐間の航路の確實安全、越佐間の電話専用海底線敷設、夷・河原田間電話回線の増設、其他の交通通信の整備を挙げているが、この交通機関の整備の項が、三度目の新たな輕便鉄道敷設の機運に連なっていく。

やがて議論は国営による軽便鉄道を請願する方向に転換されていくが、この請願運動の発端となったのは、大正九年十一月二十一日に佐和田町 江戸屋で開かれた「佐渡経営会第一回評議委員会」であり、議題は「国有軽便鉄道敷設請願」に関する件である。

出席者は郡長 福原条治と、齋藤長三、野沢卯市、本間金五郎などの評議員となっている。最初に郡長から、新潟の栃尾鉄道から佐渡支線の敷設を申請したいが地元の協力が得られるだろうか、との打診があったことが報告された。(以下は、栃尾鉄道からの申し入れに関する新聞報道)

大正九年五月四日、佐渡日報、佐渡軽便道協議

栃尾鉄道支配人及び主事の談話、相川の有力者郡役所に集合す

今 来相せる越後の栃尾鉄道会社支配人小林友太郎氏は同社主事吉田欽太郎氏を従え一昨二日郡役所に於いて佐渡に軽便鉄道を敷設するの協議談話を試みしが会する役所側より福原郡長、中川 川上両書記、牧野技手、町側より渡部八十八、鈴木菊治、三國豊吉、齊藤七治、岩崎忠三郎、渡部三郎平、曾我専吉の諸氏にして小林氏より昨年七月中技術家が実測せる平面〔口絵に掲載した図と推測される〕及び横断面の二図を示して夷より相川に達する軽便線に関する報告及び説明ありしが 其の大要は建設工費は約八十万圓たる事、十三哩七分にして起点の夷俵屋の突当りを停車場として吉井は向町辺に金澤は尾花崎付近に、河原田は二宮地内の中学校前、澤根は五十里駕町付近、相川終点は小学校の馬町付近に停車場を設け中川峠は隧道として一千六百五十尺を開削すること、軌道費は今の栃尾鉄道を三呎六吋の普通狭軌に改むるに依り二呎六吋二十ポンドの圧力に堪ゆる軽鉄線を其の儘応用すること、従って三両の機関車と三十両の貨車(有蓋十五無蓋十五)五十六人乗り六両と二十人乗り六両との客車も共に之に応用すること、此の会社成立せば国庫の補給利子(資本金に対する五分)を得られる事、現在の佐渡幹線交通状態を以てすれば一哩の収益予算四錢を下らざるべく利益は六分若しくは八分を得るの見込みあること、尚、県の補助をも得られるべく運動すれば結構なること、等を図面に就いて説明せる後この計画は栃尾会社に於いて三分の一を持つべければ佐渡に於いて三分の二を持たれたし、栃鉄は決して古物の始末に困りて佐渡に売りつけんとする精神にあらざるが故に此の相談は栃鉄自ら進んで建設せんとするにあらずして願わくは佐渡人士の懇請に依りて完成せんことを望むと述べ、追って協議を重ねて挨拶することに決し五時頃散会せしが両氏は更に昨日は金澤に於いて本日は両津に於いて同様の協議を其の地方の有力者に試むる筈なりと云う、(因みに栃尾鉄道は一哩四錢の乗車賃なりと云へば佐渡軽鉄もまたこの範囲とすれば夷相川間五十四錢なるべし、また相川有力者中の希望は中川隧道よりも二号線七浦を経んとするに在りて是には確かに三菱鉱山もまた賛成すべく持株関係より其の線を選ぶ説もありき)

島内では栃尾鉄道が敷設済みの鉄道を広軌の線路と機関車などに交換するために、不要になった鉄道資材を佐渡に押し付けるのが目的ではないかと疑う者もあり受け入れられなかった、と後に新聞報道されている。次に、郡会議員上京の折りに佐渡選出の衆議院議員 山本悌二郎に面会した委員から、「鉄道省による第二次国有軽便鉄道の敷設に二百万円の予算が付きそうだ、急いで佐渡も候補地として手を挙げるべし」との伝言があった事が報告された。

「佐渡経営会第一回評議委員会」を契機として、大正九年末頃から佐渡の地方政治家達は自己資本での鉄道敷設を諦め、佐渡戦後経営会を母体として、国への佐渡鉄道敷設の請願運動のための奔走を始める。

上京委員としてこの運動の中心となったのは、やはり上記評議委員会に出席した新穂村の本間一松、二宮村の齋藤長三、赤泊村の野澤卯市、両津町の本間金五郎などで、彼等は郡長の指揮と東京での山本悌二郎の鉄道省等への斡旋によって請願を繰り返し、大正十年二月には「佐渡鉄道敷設速成請願書」に佐渡の重立四百二十余名の署名を集め、後には全国百四十九路線の請願者が一体となって要路に請願する団体、「全国鉄道速成同盟会」にも加入して活動を続けていく。この「全国鉄道速成同盟会」は山本悌二郎の佐渡への伝言の時点で既に「参加すべし」とされている。

大正十年六月二十日、東京日々新聞、鉄道速成同盟成る、

百二十線の代表が集まって昨日創立の大会

既報の如く十九日午後一時より鉄道協会に於いて全国鉄道速成同盟大会を開催したるに百二十線の代表者百六十名の出席を見、天春文衛氏座長席に着き大会の順序に依り左の快速宣言決議を満場一致可決して茲に本会の成立を遂ぐるに至り最後に演説会に移り有志数名の演説あり、四時半散会后一同は築地精養軒の懇親会に臨席した

[以下省略]

この請願運動の中心となった郡長 福原条治は大正九年十二月末に、この請願運動の資金として相川銀行から個人名義で四百九十円の融資を受けている。この借入金は以後佐渡の各町村から半ば強制的に寄付を集めて返却しているが、町村の中にはにわかに寄付金を出費することができず分納している村もある。このように郡長を会長とし書記や郡会議員を会員として作られた半官製の有志団体「戦後経営会」による鉄道敷設の請願が繰り返されたが、この全島を挙げた請願運動も空しく、この国有軽便鉄道の敷設議案は国会で可決されず、やがて消滅して行く。

その後も長岡鉄道が佐渡支線の両津・相川間を申請して免許を得、更に佐渡汽船にも出資して多田港への航路を計画するなど佐渡をテリトリーとすることに意欲を見せるが、この鉄道計画も未成線のまゝで終わり、佐渡に鉄道は敷かれず、時代は政党解散など本格的な戦時体制となっていった。

「佐渡鉄道」について長三は佐渡政党史稿、大正政党史之巻一号、二号等で多数のページを割いている。

3 齋藤長三とその文書

佐渡鉄道の請願で上京委員として鉄道省などの要路を廻っている二宮村の齋藤長三は、新穂村の本間一松と共に佐渡政友倶楽部の重鎮として永年佐渡の地方政治に係わっていた。

彼は明治初期から自由党に参加しているが、明治三十六年には星野和三次の担ぎ出しによって両津町長となり二年の任期を勤めている。彼の『履歴書』には、二期目の選挙に当たり、星野和三次から選挙支援グループへの俸給分与が持ち掛けられたので、怒った彼は次期立候補を辞退して村に帰ったと書かれている。

実業では明治十三年から佐渡初めての活版印刷業を実父から受け継ぎ、各種の印刷と出版の業務にあたっているが、昭和十一年に至り自宅が火災で全焼した事から廃業し、昭和十九年末に七

十九歳で死去している。

私は島のあちこちに「佐渡鉄道」の痕跡を探し歩いた挙げ句、平成十三年の彼岸の頃に石田川沿いの齋藤長三旧宅を訪ね、手紙などで知己を得た長三後裔の齋藤文夫氏から、『履歴書』と題する長三の日記（綴帖五冊）を譲り受けた。

この文書は自宅火災で焼け焦げても何とか残った幕末以来の文書を反古紙に貼り付け、七十歳を過ぎて薄れていない記憶を基に彼独特の几帳面な文字で加筆し、新聞記事の切り抜きで補足し、自宅の焼け跡で自分と島の来し方を再編集したものとなっている。

この『履歴書』から抜粋して、齋藤長三の履歴を表として掲載した。佐渡で一般的に使う言葉かどうかは判らないが、新潟への出張を「出新」と呼ぶ長三だが、政治に絡んだ長三の上京と出新は毎年多数に及んでいることが判る。

『履歴書』によると彼は火災後、公職に就いた時の辞令の再発行を役所に申し出て無視された、と嘆いたりしている。彼の政治家だけで終われない側面、史家資質が、老齢となって火災による精神的、経済的な打撃の中で、それでも失われた自分史の再構築をさせたのだろう。端の焼けた文書を反古紙に貼り付けながら、長三は自分のこれまでを辿るのに必要な数々の書類の焼失に絶望し、それでも自己の履歴を復元するための作業に異常な程の情熱を燃やした。

人物を中心に佐渡近代政治史を考えるには、佐渡鉄道の敷設請願の為に舂を汽船に乗り換えて上京を繰り返した前述の地方政治家達の生涯を埒外に置くことは出来ない。しかし例えば北一輝、北吟吉兄弟の叔父であり、いにしえ反体制を志向した頃の自由党への郷愁と、山本悌二郎を大将と仰ぐ佐渡政友倶楽部に満たされないものを感じながら、それでも寡黙な井戸堀政治家として生涯を終えた本間一松など、長三以外の政治家達に後世の為に当時の政治活動の経緯を日記等に残した形跡は見あたらない。

例外として幸いに長寿を全うし、晩年に自分に生涯を振り返る時期を持つことのできた政治家として、野澤卯市と齋藤長三が居る。中でも政友倶楽部への身びいきはあったとしても、島の近代政治を知るためには極めて筆まめであった長三の残した『佐渡政党史稿』などの文書は貴重な報告書と思われる。

私は長三文書的一端として『履歴書』を手にした昂奮から、「そんな大荷物は置いていけ、後から宅急便で送ってやるから」と云う義父の声を振り切って、両手に文書の包みを持って秋の佐渡を後にした。

4 野澤卯市と『佐渡政党史稿批正の弁』

長三は佐渡政党史の初期稿を二度書き直している。彼が佐渡政党史の出版の構想を持ったのは昭和十五年頃で、最初の原稿を北吟吉などに見せ、北の「もっと広範なものにすべし」との意見を受けて一度書き改め、「明治之巻」については二度書き改め、これを五十部ほど謄写版印刷し、意見聴取のために知人などに送ったが、だれからも表立った意見はなかった。

佐渡総合高校内の橘鶴堂文庫には、佐渡異端の史家「橘法老」の蒐集した文書、書籍等が収蔵されている。私は前後二度この文庫を閲覧しているが、ここには佐渡政党史稿の県立図書館のものより以前の版が残っており政党史稿の版の比較に役だっている。

ところで橘鶴堂文庫に野澤卯市が口述し橘法老が取り纏めたとされる『齋藤長三氏編佐渡政党史稿 批正の弁』なる謄写版刷りの文書がある。内容は佐渡政党史稿が政友会本位な記述に終始していることへの強い抗議である。著者が死去したからこそ残った史稿を正さずには居られない野澤の気質を表したものである。

野澤は

「齋藤長三が佐渡政党史を著そうと思うと言うので、佐渡の各政党の史実を公平に纏めるのは難しい、齋藤が政友会史を、自分が民政党史を書くことにしたらどうかと提案したが、齋藤は史家として公平を期すると確約したので自分も賛意を示した。後には民政党関係について口述して彼に協力した。また原稿も求められたのでこれも記述し送付した。しかし齋藤は途中から自分が送付する原稿を無視して、政友会本位の政党史をまとめ、史実を歪めている。」と長三の論調に反駁し、自分が長三に送った原稿と政党史稿の記述とを比較し、政党史稿の史実との相違を挙げることに細かな文字で五十頁ほどを費やしている。

この冊子がどの程度頒布されたかは判らないが、野澤卯市が「批正の弁」で「右郡民各位の聡明なる判断に訴へて正邪の鑑別を希ふものなり」と読者の判断を求めている事に応じて『齋藤長三氏編佐渡政党史稿批正の弁』の全文を参考資料として掲載した。

長三は佐渡政党史稿を巡る野澤卯市との衝突について『履歴書』の終章頃、昭和十九年十二月十七日の日付で、

政党史稿を書くために佐渡日報に民政党系の資料の提示を求めたが対応して貰えず、野澤卯市に仲介を頼んだ。そのうち野澤から「政党史稿は政友会臭い、長三中心の政党史だ。などと故障を申し立てられ「民政党の旧同志にすまないから縁を絶つ。」とまで拒絶されてしまった。

断絶解消の調停を夷の本間金五郎に頼んだが野澤は受け付けない。当初、長三の政党史編纂を煽っていた北吟吉にも手紙で調停を頼んだが、野澤に因果を含められたのか返事も寄こさない。新潟にいる野澤に会いに行きたくても、雪中老齢で足も動かない。

[昭和十九年] 十二月二十日付けで内務省に出版発行届けを為し、残余の冊子を有志者に郵送して運を天に任すことにした。

との心境を日誌に書いた一週間後、年も暮れた二十七日に長三は失意のなかで死去し、佐渡政党史は稿本 十数冊が最寄りの人々に配られただけで、正式な出版は頓挫してしまった。

彼の時代を一緒に生きた敵も味方もみんな死んでしまい、政敵ではあるが唯ひとり生き残って、自分の時代を共有できると思っていた野澤に強烈な反発を受けてしまった。

編纂の経緯から考えて長三は野澤の細かな文章検閲があることは当然承知していたはずである。その時政友会の重鎮であった自分の筆になる政党史を民政党の重鎮 野澤卯市が否定するのも判っていた。当然断絶に至る事は判っていても、長三が野澤に膝を屈し編纂の手助けを求めざ

るを得なかった理由は二つある。

ひとつは資金であり、当時永年の政治活動で家政が疲弊していた長三は、この編纂を自己資金で行うことはできず、これには旧政友会の人々の支援では足りなかったのであろう。

もうひとつは民政党系の資料不足である。民政党系の人々の協力が得られないため、当時長三は佐渡日報を通読することも叶わなかった。確かに稿本として残された史稿は民政党に関する記述の少なさが目立つ。しかし、野澤の心底は判らないが、旧民政党の幹部連の間で『佐渡政党史』協賛の件は たらい回しにされ、その過程は長三には堪えられない屈辱の連続であり、「分離のやむなきに至った経緯の大要」にその交渉過程が語られている。

どんなに膝を屈しても協賛の見通しを持たない旧民政党幹部達との折衝の傍ら、原稿内容に於いても野澤に全面降伏は出来ない自尊心を長三が失っていなかった事は容易に推測出来る。

誰も自己の原稿に具体的訂正の代案を出せる訳がない事を知っての上で、「文句があるなら直すから具体的に云ってくれ・・・」が、長三の逃げ口上となっていった。

この稿本を書くに至った経緯と野澤との絶縁についての長三の見解は、『佐渡政党史編纂に付野澤卯市氏と分離の止むなきに至りたる経過の大要』に詳しいので、これも参考資料として掲載している。

前述の「批正の弁」の結語で野澤卯市も、「著者が老後の思い出として此業に従事して以来約五年、東奔西走、努力せられつゝありしに急逝せられたるは、史稿その物に対する批判は別として其心事に対しては同情に堪えざる次第である。」と結んで、長三の死後になって始めて彼への鎮魂の辞を贈っている。

野澤から長三への「絶縁申し入れの手紙」は「分離のやむなきに至った経緯の大要」の最後に収録している。

5 近藤福雄の乾板写真、齋藤長三編『佐渡志稿』

私は家族と共に過ごした夏の佐渡で妻と佐渡博物館を訪れ、山本仁館長の許可を得て近藤福雄の数千に及ぶ乾板写真のプリントを閲覧したことがあった。そこには稀代のアマチュア写真家近藤福雄が田畑を売って購入した乾板に焼き付けられた佐渡近代の風景と風俗、暮らしが展開している。

彼の写真集『佐渡万華鏡』は同博物館から出版されているが絶版となり、以後、後裔 近藤寿雄氏が所有している写真から選んだ写真集『佐渡写真帖』が出版されている。

近藤寿雄氏は既に死去されているが、生前の氏と我が義父は親しく、『佐渡写真帖』刊行の前には、掲載候補の写真紙焼きを見せて頂いた。

この時見た、相川鑛山を訪れた二重回しのマントを着こんだ参観の人々の頭上、遙か高みに、鉱石を運ぶ索道のゴンドラが連なっている場面など、画像の説得力はどんなに言葉を尽くした文章も及ばない。後に後裔 近藤勝子氏の許可により、この相川鑛山の写真でこの本の表紙を飾る事が出来た。

ところで、佐渡博物館の館報に『齋藤長三編、佐渡志稿』（佐渡政党史稿ではない）の目次と

長三の略歴が掲載されたことがあった。この志稿の目次、近代・大正の項には「佐渡鉄道の請願」など私が求める佐渡近代の事柄が並んでいるが、佐渡博物館に訊ねても近親者が持ち帰って所在は判らないとのことであった。長三版『佐渡志稿』の所在も私の関心事となっていた。

6 再度の長三旧宅訪問、長三文書

最初の長三旧宅の訪問から一年後の平成十四年九月初め、齋藤文夫氏から二宮旧宅で新たな文書が見つかったので、彼岸に渡海してはどうかと連絡を貰った。その文書には複数の『佐渡政党史稿』の稿本と、どうやら『佐渡志稿』も含まれているらしい。

齋藤長三旧宅で閲覧したのは

佐渡政党史稿の謄写版刷本、第三回原稿、第二回原稿、第一回原稿（これには表紙に昭和十六年八月に野澤卯市に送ったが、若林藤吉を経て返却された事が表紙にペンで書かれている。）、佐渡政友倶楽部、郡会議事録、山本悌二郎関係資料、野澤卯市が寄せた原稿、佐渡志稿（十四冊の稿本）などであった。

佐渡博物館報を発端に探し求めた『長三編、佐渡志稿』は残念ながら近代の部分は目次が作られているだけで個々の記事は未完であった。長三は近世までの志稿を記し、佐渡政党史稿の完成出版後に近代部分の著作に掛かろうとしていたが、その矢先に死去したと考えられる。

発見された林檎箱四箱にも及ぶ『佐渡政党史稿』稿本などの「長三文書」は齋藤文夫氏から譲って頂き、以前に譲渡された『履歴書』と共に私が管理しているが、個人が保有する性格の文書ではなく島の公の文書館などに帰るべきものと考えている。

別項に長三旧宅に収蔵されていた「長三文書」の目録を掲げ、参考に供する。

7 赤泊、野澤卯市旧宅の訪問

平成十五年の早春の頃、長三が死去する直前まで生涯に渉る政党間の駆引きに於ける競争者と意識し、また過ぎた政争の日々を共有していると思っていた民政党側の重鎮、あらゆる意味で長三の対極に居た野澤卯市のことを知りたいと、赤泊徳和の卯市旧宅に後裔、野澤孝夫氏を訪ねた。

野澤孝夫氏から卯市のひととなり、徳和の家に立ち寄っていた橘 法老の事、徳和の隠居所で過ごした最晩年の事などを聞き、最初に見せて頂いたのは、卯市の後押しで衆議院議員となった北吟吉からの書簡束であった。これらは衆議院議員としての当選を重ね、やがて翼賛選挙、政党解体へと向かう頃の、中央で悩む北吟吉から選挙区の後援者、卯市への生々しい状況報告の手紙である。後には齋藤長三から卯市への書簡も捜して頂いた。

この徳和からの帰りに、この訪問を斡旋し同行して頂いた佐渡郷土文化主宰の山本修巳氏から『佐渡政党史稿』の複製を提案され、以後、佐渡政党史稿の文字起こしを本格的に始めた。この作業は平成十六年六月に終了したから一年余を要したことになる。

8 底本について

『佐渡政党史』稿本は新潟県立図書館収蔵版と橘鶴文庫収蔵版が知られている。

この複製では底本として齋藤長三旧宅保存版（口絵に掲載）を使用している。新潟県立図書館収蔵版は明治政党史之巻二号と三号が欠落している。明治政党史之巻では旧宅保存版・新潟県立図書館収蔵版の掲載記事種に多少の相違があるので両方から記事を採用した。

底本の明治政党史之巻は新潟県会、衆議院内閣の記事については別冊となっているが、大正之巻よりは、新潟県会と衆議院内閣の記事を含めて纏めている。複製では新潟県会、衆議院内閣の記事は、旧宅版、橘鶴文庫収蔵版を使用して明治政党史之巻に合併した。

また、第二次原稿では、別冊となっている衆議院、県会之巻に官衙移転問題に関する稿が付けられているが、第三次稿本では明治政党史の各巻に複数の記事として合併されている。

底本とした齋藤長三旧宅保存版の第三次稿本は、関係者に意見を求めるために謄写版印刷により作成した手製の本である。長三は野澤卯市等の協力を得て目論んでいたクロス貼り上製本の作成を断念した後、この稿本を関係者に配布することに最後の力を注ぎ、前述のように日誌に「残余の冊子を有志者に郵送して運を天に任すことにした。」との記述を残して力尽きたように死去している。

新潟県立図書館に寄贈した時の礼状のハガキが長三文書に残っているから、県立図書館版は本人からの送付である。

9 人名索引

人名の校正をするために政党史稿本文から掲載人名を抽出して人名表を作り各史料との比較をしたが、結果として佐渡近代の政治家八百余名の名簿が出来たのでこれも掲載した。

勿論、長三の政友会偏重などの問題は含んでいるが、これだけの人数を一望すると、佐渡政党史稿に現れる人々を基にして、島の近代政治の中核となった家系、交友、地域分布などについての示唆をも得る事も出来るようだ。個々の人物の項に住所、職業、生年などを記載しようとしたが一部のみで止まった。

10 野澤卯市の原稿添付

佐渡政党史稿の記事のうち、野澤卯市から提供された記事原稿を使用した部分は、他より文字サイズを下げて区別している。別の資料として掲載することも考えたが、佐渡政党史稿の記事に挿入したのは、長三が書いた記事との関わりを把握しやすいようにと考えたためである。この原稿は、そっくり使用した部分、自己の文章中に混在させた部分、採用しなかった部分がある。採用しなかった部分については、関連記事に併記している。

『齋藤長三氏編佐渡政党史稿批正の弁』で野澤は二十五回の原稿送付があったとしているが、「長三文書」には、

- ・立憲政友会成立経過、（長三は必要なしと掲載していない）
- ・明治二十三年四月一日開会、臨時縣會記事の一部削除の申し入れ

- ・明治二十三年七月一日の総選挙
- ・風間安右衛門の県議会議員と赤泊線、度津線
- ・明治四十年九月二十五日の総選挙
- ・明治四十一年五月十五日の総選挙
- ・青木永太郎立候補事情
- ・明治四十五年五月十五日総選挙、選挙干渉と妥協
- ・大正四年三月二十五日の衆議院総選挙
- ・大正四年九月二十五日の総選挙、野澤卯市の中蒲原郡立候補

の十種の原稿があるだけとなっている。

11 橘鶴堂文庫、橘法老

前述の橘鶴堂文庫は、橘法老の蔵書と原稿と蒐集した文書などを収めた文庫である。

橘法老の出自は新発田らしいが東京の人で、東京大学法学部卒で元々史家ではないらしいということ以外、東京での生業などの履歴は不明である。昭和三十九年に七十三歳で死去するまで、佐渡での橘は日蓮上人佐渡霊跡研究、河崎村史料、水津村史料編年記、金泉郷土史、赤泊村史などの村史編纂の他、佐渡兵制史話、佐越航海史要などの著作を残している。また、彼は佐渡の史家達の歴史探索についての手法に反発していたらしく史家達との軋轢は相当なものだったらしい。

『佐越航海史要』は当時佐渡汽船の取締役であった野澤卯市の委託によるものであり、赤泊村史の編纂のために同村に移住した頃からか、野澤との強い提携が生まれていたと推測される。

橘鶴堂文庫にある野澤から橘への書簡では、佐渡汽船の他役員の対応に腹を立て、仕事を進めない橘を野澤が「自分の立場を考慮してくれ」となだめ、完成を促したりしている様子を見ることが出来る。

野澤は明治元年に徳和村で生まれ、早稲田大学の前身東京専門学校を卒業すると郷里で改進黨から県会議員当選、以後連続当選し、昭和五年には山本悌二郎を破って衆議院議員となり、昭和七年に議員を引退した後は民政党の新潟縣支部の重鎮として君臨する一方、佐渡汽船取締役などとして佐渡振興に努めている。自由党全盛の佐渡でひとり改進黨として立ち、同党の党勢拡大に尽くした野澤は政治については妥協のない人であったらしいから、長三の政党史稿を許容することは出来なかったのであろう。

野澤卯市の『遭逢夢の如し五十年』に「或る晩何かの宴會の席上で、新穂村選出議員で聯合派の頭取株であった本間一松氏と、談偶々この事に及び、終に二人は席を別にし、膝をまじえて談合した。」と云う書き出しで、佐渡中學校の設立の立地をめぐる政争で、卯市と一松が二宮獅子ヶ城跡への建設で妥協する場面が出てくる。縣会では佐渡を代表して他郡との利害調整を謀る、島内では地域代表として、他村と利益を争奪し又調整する、現代と比べ誠に多数の地方政治家と云う利益代表が、それぞれに提携を結び行政を決していた。この本間一松は、北兄弟の叔父としてその名を知られているが、その思想と生涯は長三ほど明らかでない。

12 本間一松と北一輝

私はその思想と生涯に興味を持つ佐渡の政治家のひとり、本間一松は齋藤長三の盟友であった。

一松の妹リクは夷の北慶太郎に嫁し、北輝次郎（一輝）、北吟吉などの子を成している。また末の妹は河原田の浦本令一に嫁している。

そして一松は、次女を北吟吉に嫁がせ、三女は自分の叔父 鶴間光雄の孫にあたる 鶴間春二に嫁がせている。印度セルベス島に第二の佐渡を築こうとしている鶴間春二と一松の三女の婚姻を取り持ったのは上海に滞在していた北一輝である、と松本健一氏は自著に書いている。

いくら自分の家系図の中に名を占める人物とはいえ、南国に飛び出した元社会主義者に娘を嫁す側面と、一方、島の政治的には情実による選挙などに私財を蕩尽し、山本悌二郎を押し立てる「井戸屏政治家」としての側面、一松の矛盾した思考ぶりは他国の革命に参画する甥、北一輝に単なる叔父として以上のシンパシーを懐き続けている事からも察せられる。

明治三十五年四月に長三は本間一松と連れだって上京 横浜に長期滞在して、一松所有の金鉱採掘権を外国人へ売却する事を試みたが失敗に終わっている。この時の取引を仲介したのは元判事 某だが、一松は売買価格の一割を長三に、残りを某と自分で折半する契約を結んでいる。

この明治三十五年の八月には長三や一松が初めて山本悌二郎を担いで臨んだ第七回衆議院選挙が行われている。一松の上京がこの選挙のための資金調達が目的であれば、その活動振りは井戸屏政治家の面目躍如であるし、それとも眼を痛めて入院した二十歳前の北一輝の入院費を捻出するために山林を売る事態となった北家を支援するためであろうか。

政党史稿、本間一松死去の記事に、長三は新聞からの転載として本間一松の俳句二首を載せている（●昭2、本間一松の死亡 [四年十一月七日]）

「・・・同人は圓山溟北に就て漢学を修めたのであるけれ共 詩歌などを詠みたることをきかなかつたが、大正十三年四月 山本悌二郎が佐渡の遊説をなし、小木を引上ぐると云ふ間際に左の二句を吟じたと其当時の新聞に見えたけれ共 其意味が分らぬ

はや三年たむけの花の夜をくもる

花に来て花に居らざる恨みかな 』

長三は意味が判らないとしているが、作句した時期から察するに輸入候補とも云える山本悌二郎と、山本を担ぎ自由党全盛の頃の体制に楯突く精神を忘れていく佐渡政友倶楽部への密かな不満の表明と読んで良いか。

北一輝著作集の書簡の項、大正十一年五月の一輝が上海居住の長田実に宛てた手紙で

「・・・過日は青木老突然上京、消息を承り安堵・・・」

と、北の何気ない手紙の一行が東京の一輝の元を一松が訪問したことに触れている。

この頃、一松は佐渡鉄道の請願委員となり数度上京しているから、この用事のついでに甥の顔を見に寄ったのだろう。また、この一節は上海に於ける北一輝の支援者であった病院長 長田実の消息を青木老、一松から聞いたと無造作に告げている。長田実は佐渡の人であり、一松とも懇意だったのだろうか。

一輝は大正九年一月に上海から東京に戻り、大正十年には『支那革命外史』を出版、大正十一年は運命を共にする西田税と初対面し、職業的な右翼革命家として一家を成しつつある時期であった。この時期に訪ねて来る叔父は甥にとって忘れたくとも忘れられない根拠としての佐渡を象徴し、まして地元佐渡への鉄道敷設のために要路に働き掛ける請願者としての上京である。生き方の相違を越えて、この時ふたりの間でどのような会話があったのか。案外、一松は甥の遠い走りを羨ましく眺めていたのかもしれない。

13 鵜飼郁次郎君談話筆記

鵜飼郁次郎は佐渡近代政治史の幕開けを象徴する政治家であり、政党史稿、明治政党之巻二号、三号にも多数の鵜飼郁次郎に関する記事が挙げられている。

政党史稿、明治政党之巻三号に、●在京学徒鵜飼を訪問す〔二十五年一月二十三日〕と云う記事があり、長三はこの談話内容について資料が得られぬ、としているが、鵜飼文庫にこの談話の速記録が「鵜飼郁次郎君談話筆記」として収録されているため、明治政党之巻三号の最後に参考資料として掲載した。但し、この資料は佐渡郷土博物館収蔵の二次資料に依っている。この談話記の中にも長三の名が出て来て、二人に親交があった事が判る。

14 複製版の文字種、编者コメント等

複製に際して使用した文字種は、JIS 規定の範囲となっている。数十字の JIS 外の文字も必要だったが、JIS の同意文字とした。数種の底本を参照し判読不能な部分、及び JIS にない文字は□とした。

また、長三独特の表現、政界＝政海、かもしれぬ＝可もしれぬ、などは一般的な表現に直した。

新字、旧字は JIS 規定の範囲で極力底稿本に随っている、長三の稿本でも入り交じって使用していることが多い（例：縣／県、國／国）。長三は文章の中でまったく句点句読点を使わない人で、政党史稿では他からの転記の部分、地名、人名が並ぶ箇所のみ句点が使われている。本複製では句点等原文に忠実を期しているが、読みやすくするため、適宜 半角空ける事により句点に換えている。

また、記事タイトルに年月日を〔 〕で囲んで加えた。本文中で編集者のコメント等も〔 〕で囲んで書き込んでいる。また、政党史各号の先頭に目次を加えた。